

～ 令和7年度特定健康診査(特定健診)のご案内 ～

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5
メトロシティ神谷町7階

東京都弁護士国民健康保険組合

電話：03-6432-4701

電話受付 9：30～12：00

時間 13：00～16：30

特定健康診査について **※特定健診の組合補助は、1年度1回です。受診方法は、各種健康診断にて受診可能です。詳細は、裏面【特定健康診査受診方法】に記載しておりますので必ず裏面をご確認ください。**

【対象者】 年齢40歳以上（生年月日が昭和61年3月31日以前）の方で、受診日当日に東京都弁護士国民健康保険組合（以下「弁護士国保」）に加入している被保険者（組合員および家族）。但し、妊娠中または出産後1年以内の方は対象外となります。

注：受診日に弁護士国保の資格を喪失されている場合は、受診対象になりません。ご注意ください。（資格喪失日以降に受診された場合は、医療機関から健診料金を請求されます。）

【検査内容】 問診・診察、身体計測（身長・体重・腹囲・BMI）、採尿（糖・蛋白）、血圧測定、血液検査（空腹時中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・AST・ALT・γ-GTP、空腹時血糖またはHbA1c）

注：医師が必要と認めた場合、下記の詳細な健診項目を追加する場合があります。

血液検査（血色素量・赤血球数・ヘマトクリット値）、心電図検査、眼底検査、
血液検査（血清クレアチニン値）

【健診費用】 **特定健診分のみ無料**（特定健診の検査項目分について、弁護士国保が負担いたします。個人的に追加された検査は、自費となります。）

※検査内容の一部を希望しない場合は、全額自己負担となります。ご注意ください。→[裏面へ続く](#)

FAX 03-6432-4702

東京都弁護士国民健康保険組合 行

地域の医療機関で行う特定健診申込書

令和7年度特定健診について、地域の医療機関にて受診を申込みます。なお人間ドック（ネットワーク受診）、生活習慣病健診（ネットワーク受診、巡回型）および春季・秋季健康診断では特定健診を受診いたしません。

被保険者 記号・番号・(枝番)			通信欄
記号	番号	(枝番)	
84	—		
受診者氏名			日中の連絡先(電話番号)
			()

【ご要望】

- ①「実施医療機関一覧表」の郵送をご希望の場合は、左記 へ「✓」を記入してください。
また、居住地区以外の医療機関一覧表をご希望の場合は、上記「通信欄」へご希望の地区をご記入ください。
- ②ご家族の特定健康診査受診券を同封郵送可能な場合は、左記 へ「✓」を記入してください。

特定健康診査は毎年ご受診ください。

受診申込みをされた方は、必ず受診してください！！

【特定健康診査受診方法】 次の①～④から必ずお選びください。 ※特定健診の組合補助は、1年度1回です。

① 人間ドック(ネットワーク受診)を受診(特定健診の検査項目を含みます。)

弁護士国保ウェブサイト(保健事業>健康診断事業>健康診断事業概要>「人間ドック(ネットワーク受診):A」)をご確認のうえお申込みください。

② 春季・秋季健康診断(東京三弁護士会・弁護士国保共催)を受診(特定健診の検査項目を含みます。)

ご案内については、春季健康診断は4月下旬頃、秋季健康診断は9月下旬頃に組合員宛てに送付予定です。ご確認のうえお申込みください。

③ 生活習慣病健診(ネットワーク受診、巡回型)を受診(特定健診の検査項目を含みます。)

弁護士国保ウェブサイト(保健事業>健康診断事業>健康診断事業概要>「生活習慣病健診(ネットワーク受診):D」または「生活習慣病健診(巡回型):E(10月中旬頃掲載予定)」)をご確認のうえお申込みください。

④ お住まいの地域の医療機関(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県のみ)にて特定健診のみ受診

表面『地域の医療機関で行う特定健診申込書』をご記入のうえ当組合事務局へFAXまたは郵送にてお申込みください。

申込み受付後、準備が整い次第、順次(6月中旬以降予定)「特定健康診査受診券」を特定記録にてご自宅へ郵送いたします。なお、事務所宛・簡易書留の郵送をご希望の場合は通信欄へご記入ください。

今年度から「実施医療機関一覧表」は発送いたしません。弁護士国保ウェブサイト:保健事業>健康診断事業>特定健診・特定保健指導>「特定健康診査(特定健診)」に掲載の「各地域実施医療機関一覧表」をご確認のうえ、医療機関にてご予約ください。

※お住まいの地域の「実施医療機関一覧表」の郵送をご希望の場合は、表面の申込書【ご要望】①へ「✓」ご記入ください。

※ 各地域により、健診実施期間や特定保健指導の実施について対応が異なります。弁護士国保ウェブサイト(保健事業>健康診断事業>特定健診・特定保健指導>特定健康診査(特定健診)>「令和7年度特定健診・特定保健指導実施期間等について」にてご確認ください。

※ この用紙にて④をお申込み後、①、②又は③へ受診の変更を希望される場合は、弁護士国保へ連絡のうえ、特定健康診査受診券を返送してください。

重要!

①から③は、特定健診項目を含んでいる健診です。

そのため、④にて特定健診の補助を利用された後に、同一年度内に①から③の健診を受診する場合は、特定健診の補助はありません(40歳未満の料金となります)。また、①から③のいずれかの健診にて特定健診の補助を利用された場合は、④は受診できません。

なお、各種健診のご案内・申込時期が異なりますので、組合ウェブサイト(<https://bengoshi-kokuho.or.jp>)保健事業>健康診断事業>健康診断事業概要をご確認のうえお申込みください。

(注)重複受診された場合は、医療機関から健診料金を請求されますのでご注意ください。

高齢化の急速な進展に伴い、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が疾病全体に占める割合は増加し、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1を占め、医療費増加のひとつの大きな要因となっています。加えて、死亡原因においても生活習慣病が5割以上を占めています。心疾患や脳血管疾患等の発症リスクとなる糖尿病、脂質異常症、高血圧症等の有病者や予備群が年々増加しており、生活の質の維持・向上や医療費の適正化のために、生活習慣病対策が重要です。

医療保険者に対しては、40歳から74歳の加入者全員を対象とする年1回の特定健康診査(以下「特定健診」と、メタボリックシンドロームのリスクの高い対象者への運動や食事等に関する特定保健指導の実施が義務付けられております(＜高齢者の医療の確保に関する法律＞第二十条)。

健康管理、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療となりますよう、年に一度受診ください。詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

なお、＜高齢者の医療の確保に関する法律＞第二十二条に基づき、組合にて特定健診のデータを管理いたします。

＜高齢者の医療の確保に関する法律＞

(特定健康診査)

第二十条 保険者は特定健康診査の実施計画に基づき、厚生労働省で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。(略)

(特定健康診査に関する記録の保存)

第二十二条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。(略)